

# J A S 構造材利用拡大事業（継続）



## 1 事業内容

柱や梁・桁などの構造部材に J A S 構造材を活用し、店舗、事務所、倉庫などの**非住宅物件**を**新築又は増改築**する場合、構造材の調達費用の一部を**施工業者に助成**する制度です。

J A S 構造材	必須要件	助成対象（林産物 J A S）
製材（機械等級区分構造用製材・無垢材）	柱、梁桁、土台、トラスの一部に使用	① 必須要件で使用した J A S 構造材 ② ①以外に使用した林産物 J A S （目視等級製材、2×4工法製材、集成材、単層積層材、合板等） <u>※助成材積や補助率に制限あり</u>
2×4工法製材	構造部分の一部に使用	
C L T（直交集成材）	構造部分の一部に使用	

## ○ 助成金の目安

- ① 床面積×2,000円/m<sup>2</sup>（階数による割増有）、② C L T：材積量×140,000円/m<sup>3</sup>  
ただし、実経費と比較し安価な方

※ 床面積50m<sup>2</sup>の事務所で、製材（機械等級区分）20m<sup>3</sup>、集成材5m<sup>3</sup>（調達費30000円/m<sup>3</sup>）使用した場合  
助成金（製材）50m<sup>2</sup>×2000円/m<sup>2</sup>=100,000円  
（集成材助成対象材積）20m<sup>3</sup>×20%=4m<sup>3</sup>、（加算額）4m<sup>3</sup>×30000円/m<sup>3</sup>×50%=60000円

## 2 申請要件

- ・ 建築確認申請又は建築工事届の建築主は国、都道府県、市町村に該当しない建築物
- ・ 建築確認申請又は建築工事届の主要用途が居住専用に該当しない建築物
- ・ 基礎を含めた建築工事に国からの助成を受けていないもの
- ・ 延べ床面積が10m<sup>2</sup>を超える建築物

## 3 事業の流れ

### ①活用宣言事業

宣言の申請 → 登録

### ②個別実証支援事業

物件申請 → (事業開始) → 交付申請 → 助成金交付  
(受付3/22~10/31) ※結果通知後 (受付3/22~12/20)

## 4 申請先

活用宣言事業（一社）全国木材組合連合会 (<https://www.jas-kouzouzai.jp/>) TEL:03-6550-8540

個別実証支援（一社）千葉県木材振興協会 [TEL:0475-53-2611](tel:0475-53-2611)

# 外構部の木質化対策支援事業（新規）



## 1 事業内容

非住宅、住宅の外構部の木質化を行う工務店等に対して、木質化の実証に係る経費を助成する制度。助成を受ける工務店等は、事前に全国木材協同組合連合会が行う審査が必要となります。

## 2 助成対象等

助成対象※	木材使用量	助成対象（林産物 J A S）
塀、柵、その他これに類する 外構施設	1施設当たり0.05m <sup>3</sup> 以上 かつ1m当り0.02m <sup>3</sup> 以上	30,000円/m クリーンウッド法に基づく登録木材 関連事業者による割増有
上記以外の外構施設（デッキ、 門柱・門扉、ボードウオーク、簡 易なカーポート等の工作物）	1施設当たり0.2m <sup>3</sup> 以上	300,000円/m <sup>3</sup> クリーンウッド法に基づく登録木材 関連事業者による割増有

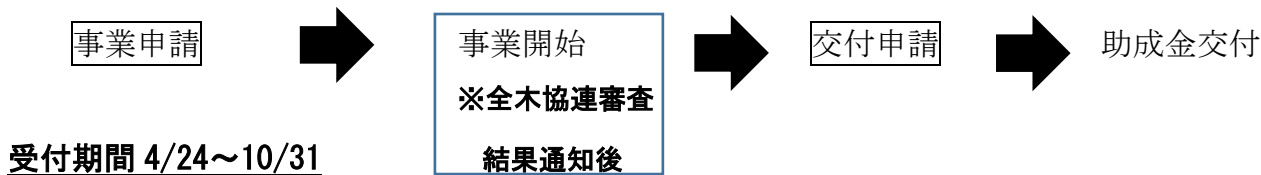
※ 主たる建物から独立し、基礎を施工するなど屋外に固定され容易に持ち運びができない施設

※ 国からの助成を受けていない施設

## 3 使用木材

- ・ クリーンウッド法による合法性が確認された合法伐採木材（林野庁ガイドラインによる合法伐採木材を含む。）
- ・ 使用する木材は、木材保護塗料等による**耐久性が必要**です。特に、地際若しくは基礎に接する部分に木材を使用する場合は、防腐処理が行われ耐久性を有する木材を使用することになります。（例：地際、基礎 → J A S規格K4又はAQ認証1種）

## 4 事業の流れ



5 申請先 （一社）千葉県木材振興協会 東金市山田800 ([TEL:0475-53-2611](tel:0475-53-2611))

6 事業詳細 全国木材協同組合連合会 (<https://www.kinohei.jp/>) TEL:03-3592-1221